

令和元年度第1回行政監査結果報告書（概要）

第1 監査実施概要

1 監査テーマ（P 1）

生活困窮者自立支援事業について

2 監査テーマ選定の趣旨（P 1）

区は、生活困窮者に対し、生活保護に至る前の段階の自立を支援し、生活に困窮する区民が安心して住み続けられるセーフティネットの実現に取り組んでいる。

そこで、令和元年度第1回行政監査では、生活困窮者に対する自立支援事業が効果的に実施されているか、関係機関等との連携は図られているかなどの観点から検証を行った。

3 監査の着眼点（P 1）

- (1) 生活困窮者に対する自立支援事業は、適正かつ効果的に実施されているか。
- (2) 生活困窮者に対する自立支援事業について、関係課や関係機関との連携は図られているか。

4 監査対象及び監査対象課（P 1）

- (1) 監査対象
生活困窮者自立支援事業
- (2) 監査対象課
福祉部板橋福祉事務所

5 監査実施期間（P 1）

令和元年5月31日（金）から令和元年12月2日（月）まで

第2 監査結果

現況と課題 (P3)

- 1 生活困窮者の状況 (P3)
- 2 生活困窮者自立支援制度の概要 (P9)
- 3 生活困窮者自立支援事業の実施体制 (P12)
- 4 法が定める各支援事業 (P17)
- 5 関係課及び関係機関との連携 (P50)

検討・改善を求める事項 (P54)

着眼点1 生活困窮者に対する自立支援事業は、適正かつ効果的に実施されているか。

- 1 住居確保給付金の適正な支給について (P26・P27 関係)
住居確保給付金は、原則1人1回の支給であり、一部の例外を除き、再支給は認められない。
区は、住居確保給付金の支給をするにあたり、厳正な審査を行ううえからも、支給終了者の履歴情報を適正に管理できるような対策を講じる必要がある。
- 2 生活保護制度との連携について (P30 関係)
収入を得る等により生活保護が廃止となった者を生活困窮者自立支援制度へつないだ件数は、平成27年度の事業開始から4年間0件である。
収入を得る等により生活保護が廃止となった者についても、生活困窮者自立支援制度につなぐことが必要である。
- 3 委託事業の履行確認について (P32・P35・P45)
仕様書で示したとおりに事業が履行されているか、継続的で安定した事業運営がなされているかを確認するためには、利用者の視点で現場の状況を把握する必要がある。
板橋福祉事務所は、必要に応じて現場に赴き、記録書類の保管状況、支援員等の配置や研修の実施状況等相談支援における体制整備及び事業周知などについて、委託事業者に対する監督・指導を行うことが必要である。

着眼点2 生活困窮者に対する自立支援事業について、関係課や関係機関との連携は図られているか。

- 1 関係部署、関係機関との連携のための「支援会議」の設置について (P52)
板橋福祉事務所は、地域における生活困窮者に対する早期かつ適切な支援を行う観点から、支援会議の設置について検討する必要がある。
- 2 利用勧奨に係る庁内連携体制の構築について (P53)
板橋福祉事務所は、板橋区生活困窮者自立支援制度連携会議について、平成27年度に3回開催し、その役割は終了したとしている。利用勧奨に係る庁内連携体制の構築については、板橋福祉事務所が主体となり、区としての責務や委託事業者の権限・役割を明確に示したうえで、継続的に支援のコーディネート及び強化をしていく必要がある。

総括意見（P56）

生活困窮者を原因とする事件・事故が相次ぎ、特にひきこもりの状態にあった者が関わった川崎市や練馬区の事件後、厚生労働大臣は、本人及び家族への支援に向けて、より相談しやすい体制を整備するとともに、安心して過ごせる場所や自らの役割を感じられる機会をつくるため、生活困窮者自立支援相談窓口への訪問を勧めるコメントを発表した。

安全安心のまちづくりを進めるうえでも、生活困窮者自立支援事業の効果に対する期待度が高まっている。

こうした状況を踏まえ、総括意見を述べる。

第一に、区民に身近な地域で、安心して相談できる窓口を整備することについてである。

現在の相談窓口は、板橋福祉事務所が委託した事業所の窓口に限定されており、赤塚・志村福祉事務所管内の区民が利用しにくいものとなっている。

区は、出張相談窓口の増設や新規開設、ICT技術の活用によるテレビ相談など、様々な方法を検討しながら相談体制の充実に努めることが必要である。

第二に、生活困窮者自立支援事業に係る庁内ネットワークの構築についてである。

生活困窮は様々なことが起因して発生しており、互いに輻輳していることから、根本的な解決が困難となっている。

相談の充実や効果的な取組を進めるためには、福祉、保健、子ども政策、教育など関係部署とのネットワークの構築が不可欠である。福祉事務所はその中心となり、積極的な役割を果たさなければならない。

生活困窮者の自立支援制度を活用し、区民の様々な悩みや苦しみを受け止め、解決に取り組むためには、委託業者に任せきりにせず、区が今以上に積極的に関わりながら取り組むことが必要である。繁忙を極めている福祉事務所の体制の強化も大きな課題である。